

国立ハンセン病資料館のご紹介

ハンセン病資料館は、1993年にわたしたちの社会に同じ過ちがくりかえされないことを願って、ハンセン病回復者が自ら設立した資料館です。

患者・回復者とその家族の名誉回復を図るため、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及活動による偏見・差別の解消を目指しています。偏見や差別をなくすためにどのように取り組んでいけばよいか、当館と共に考えていただけましたら幸いです。



国立ハンセン病資料館 各種サービスのご案内

国立ハンセン病資料館では館内の常設・企画展示以外にもさまざまな無料サービスを行っています。ハンセン病問題の理解にぜひご利用ください。

■団体向けガイダンス

資料館のご見学前に映像視聴、見学前ガイダンスを行います。小学生にも理解しやすい解説で、人権学習に最適です。[10名様以上]



■出張講座

学芸員を派遣し、ハンセン病問題に関する講演を行います。[10名様以上]

■パネル、DVDの貸出サービス

ハンセン病問題を知るための第一歩として、啓発用パネルやDVDを貸出しています。学校や公共施設などでご利用ください。

■図書室

ハンセン病問題や人権問題に関する図書資料を収集しており、館外貸出しサービスも行っております。

上記メニューは国立ハンセン病資料館のサービスの一部です。詳しくは公式サイトより【各種サービス】をご覧ください。



ハンセン病問題とは

ハンセン病とは

ハンセン病はらい菌による慢性の感染症です。
菌が体内に入っても、多くの場合発症するこ
とはありません。治療薬がない時代には
変形を起こすことや、手足や顔に後遺症を
残すことがありました。

現在では薬で治すことができます。入院する
必要もなく、仕事や通学をしながら治療でき
る病気です。

ハンセン病問題とは

ハンセン病問題は、国による間違ったハン
セン病対策によって、患者、回復者およびその
家族の人権が侵害され、はげしい偏見差別に
さらされた人権問題です。

偏見や差別は、その原因となった法の廃止
や政策の転換によってすぐになくなるとい
うものではありません。

問題の解決のためには、私たち一人ひとりが
ハンセン病問題への正しい知識を身につけ、
自分の意識を見つめ直すことが大切です。



全国のハンセン病療養所

現在、全国には14カ所の療養所があり、ハンセン病回復者の方々が暮らしています。

📍 国立(13カ所) 📍 私立(1カ所)

まつおか ほようえん
松丘保養園(青森県青森市)

とうほく しんせいえん
東北新生園(宮城県登米市)

くりう らくせんえん
栗生楽泉園(群馬県草津町)

たま ぜんしょうえん
多磨全生園(東京都東村山市)

するが りょうようじょ
駿河療養所(静岡県御殿場市)

こうやま ふくせい びょういん
神山復生病院(静岡県御殿場市)

ながしま あいせいえん
長島愛生園(岡山県瀬戸内市)

おく こうみょうえん
邑久光明園(岡山県瀬戸内市)

おおしま せいしょうえん
大島青松園(香川県高松市)



多磨全生園

松丘保養園



沖縄愛楽園



長島愛生園(手前)と邑久光明園(奥)



大島青松園

ハンセン病問題の歴史

ハンセン病は日本にも古くからあり、さまざまなかたちの差別が続いてきました。国による隔離は1907(明治40)年の法律制定から始まり、治療よりも患者を療養所に閉じ込めることを主とした内容でした。

収容された患者は外出を禁止されていました。労働もしなければならず、外出したり職員に従わなかったりすると処罰されました。患者同士の結婚は認められていましたが、子どもを産むことは許されませんでした。

国はやがて、すべての患者を一生療養所に閉じこめる絶対隔離へと方針を強化しました。地域ごとに患者を見つけて療養所へ送る社会運動も展開されました。第二次世界大戦後、治療薬が登場しても国は隔離政策を続け、患者・回復者とその家族に対する偏見差別も続きました。

1996(平成8)年ようやく法律が廃止になり、2001(平成13)年には国のハンセン病対策の誤りを認める判決が、また、2019(令和元)年には、患者の家族が受けた差別についても国に責任があるとする判決が、さらに2020(令和2)年にはハンセン病患者・回復者が出廷する裁判を仮設法廷で行っていた特別法廷が違憲であるとする判決が下されました。

1907	明治 40 年	「らい予防ニ関スル件」成立。2年後に全国5カ所に療養所開設
1931	昭和 6 年	「らい予防法」成立(全患者が収容対象となる)。療養所の増設
1947	22 年	プロミン治療開始(薬で治療できる病気になる)
1953	28 年	「らい予防法」成立(強制隔離の継続)
1996	平成 8 年	「らい予防法」廃止(強制隔離の廃止)
2001	13 年	ハンセン病患者隔離政策を違憲とする判決
2009	21 年	「ハンセン病問題基本法」施行
2019	令和 元 年	ハンセン病患者家族の偏見や差別の被害を認める判決
2020	2 年	ハンセン病患者・回復者への特別法廷は違憲とする判決

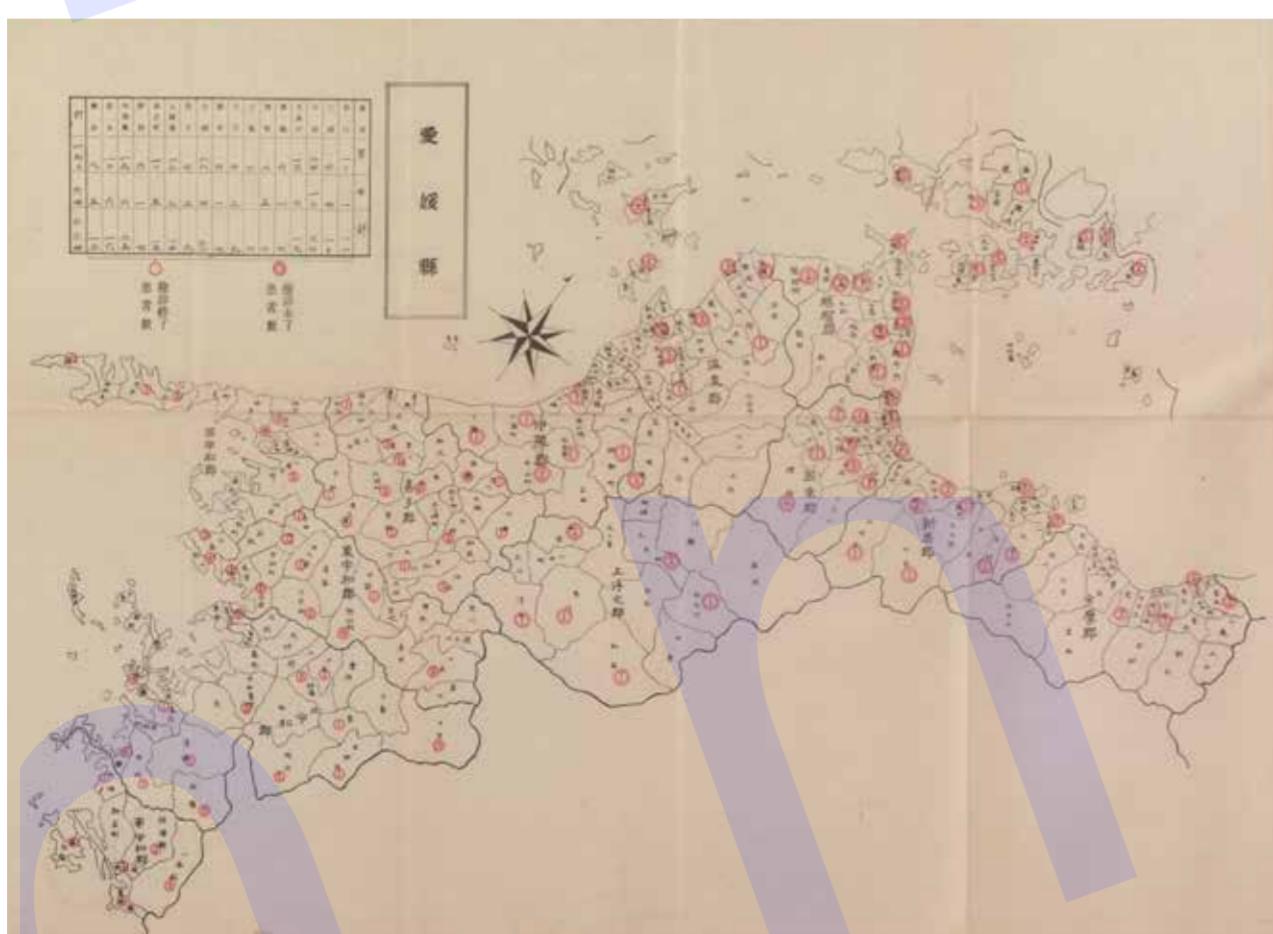
りょうようじょ 療養所に入るまで

収容される患者
(多磨全生園 明治末～大正初期)



ハンセン病とわかると患者も、その家族も、はげしい差別を受けました。そのため家族は周囲に知られないように、患者を追いやったり、見つからないよう隠したりしました。それでも医師や役場の職員が「早く療養所に行け」と何度も言ってくるので、患者は家にいられなくなり、療養所に入所せざるを得ませんでした。家で療養できるのに、むりやり療養所へ連れて行かれた人もいました。入所すると、持ち物を消毒され、現金を取り上げられたり、名前を変えさせられたりしました。

患者のいる場所に印をつけた地図
(『癪患家の指導 昭和十二年度』1937年)



入所の時の気持ち

来る途中は、悲しくて、目に涙が、一杯で、
ものも何も、言えない位であつた。この次に、
高松から、舟に乗つたら、いよいよ大島へ着く
のだ。もう、お母さんのことを、思つてもどうに
もならないのだと、思つた。

田根正雄(大島青松園)「僕が大島に来るまで」

治療と労働

化学療法が開発されるまでの治療は、
大風子たいふうしという木の実からとった油の注射と、傷ややけなどの手当が中心でした。医師や看護師の数は少なく、患者が治療の手伝いをしました。

また、農作業や大工仕事、炊事や洗濯、病気の重い患者のお世話などもさせられました。こうした労働は「患者作業」と呼ばれていました。

患者は神経のまひがあるのに働かされたので、手足を傷つけたり、失明してしまったりしました。

大風子油の注射
(多磨全生園 年不詳)



冷たいアルコールをひたした綿で
腕をふいた
斜に切つてある針
針の穴から液がこぼれそりだ
きゅうーっと皮を破つて
針が半分入った
ぶるぶると全身がふるえた
ぶしぶしと液が肉の中に沁みこんでゆく
ぎゅうぎゅうとだるく痛む
皆の顔が
いちよう瞳を光らせて
痛そうに僕の方を見ている。

S・T 雄(長島愛生園)「大風子油注射」

インゲンの筋とり
(多磨全生園 1935年)



ブリキの義足
(多磨全生園 年不詳)
足の傷を悪化させ、切断しなければならなくなった人が使いました。



病棟での看護
(多磨全生園 年不詳)



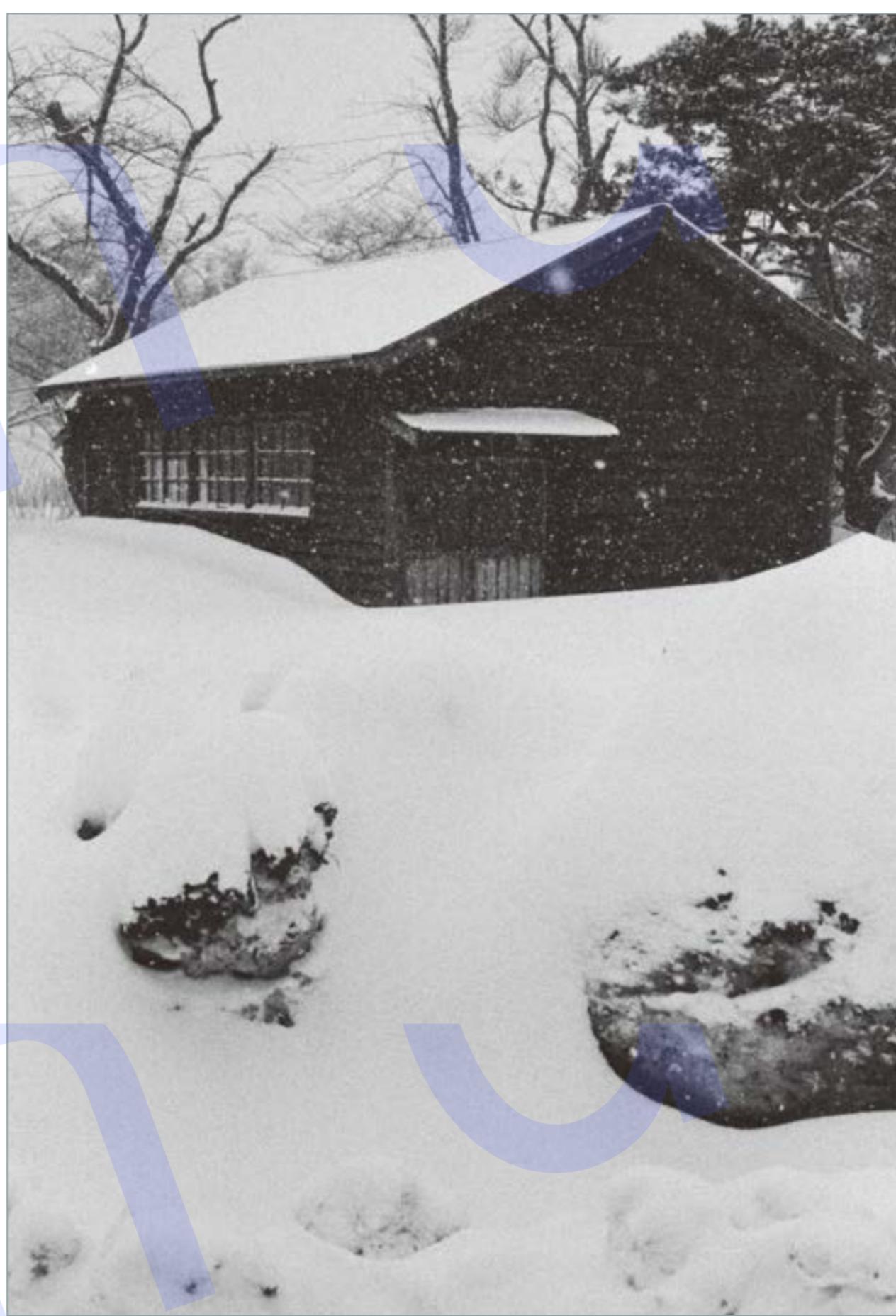
道に石を敷く
(多磨全生園 昭和初期)

患者専用の監獄

かんきんしつ
療養所には監禁室が作られました。逃げ出そうとしたり、職員に抵抗したりする患者は閉じこめられてしまいました。
群馬県の栗生楽泉園には、特に厳しい「重監房」(特別病室)が作られました。冬はマイナス10℃以下になることもあります。1938年から1947年までの9年間にのべ93人が投獄され、うち23人が亡くなっています。公平な裁判がなかったため、患者は無実を訴えることもできませんでした。

監禁室

(松丘保養園 1966年 撮影:趙根在)



監禁室内の壁

(長島愛生園 1970年 撮影:趙根在)



監禁室

(邑久光明園 1950~1960年代)



重監房跡地

(栗生楽泉園 2005年撮影)

結婚・断種・墮胎

手術室

(長島愛生園 年不詳 提供:行天良夫)



療養所では、患者どうしの結婚が認められました。夫婦になれば、療養所で一生を生きようと決め、逃げ出すのをあきらめるだろうと考えたのです。ただし、子どもを産み育てることは禁止されていました。結婚が決まると、男性には子どもができないようにする手術(ワゼクトミー)が行われ、女性が妊娠した場合には墮胎手術が行われました。

これらの手術は、生まれてくるはずの命の尊厳を奪い、患者の心と体を深く傷つけました。

墮胎手術を受けさせられた入所者の思い

私は妊娠が判つて婦人科の診察に行きました。すると、「来週の何曜日に墮ろしますから、ご主人の許可をもらつてきて下さい」と言われました。

更に追い打ちをかけるように「一生妊娠しないように避妊手術も受けなさい」「若いので何回も妊娠して、その度に手術をしていたんでは身体を壊すから、妊娠できないようにした方がいいよ」という医師の勧めでした。

そんな希望も叶わず、どうとう産めないでてしましましたけれど、「もう、あの時に墮ろさないで産んでいい」と、そういう年頃の人を見れば思ひますし、弟たちが孫を連れてくると、「私にも何人かの孫がいるかなあ」と思つたりします。

「今回は産めなかつたけれども、世の中が変わつて、何時かは赤ちゃんや

杉野桂子(菊池恵楓園)「ハンセン病療養所において夫婦で生きる」より

尊厳回復の碑

(2006年建立 多磨全生園)

療養所では、墮胎された胎児を、ホルマリン漬けの標本にしていました。これらの胎児は火葬され、それぞれの療養所に、胎児をとむらうための慰靈碑が建てられています。

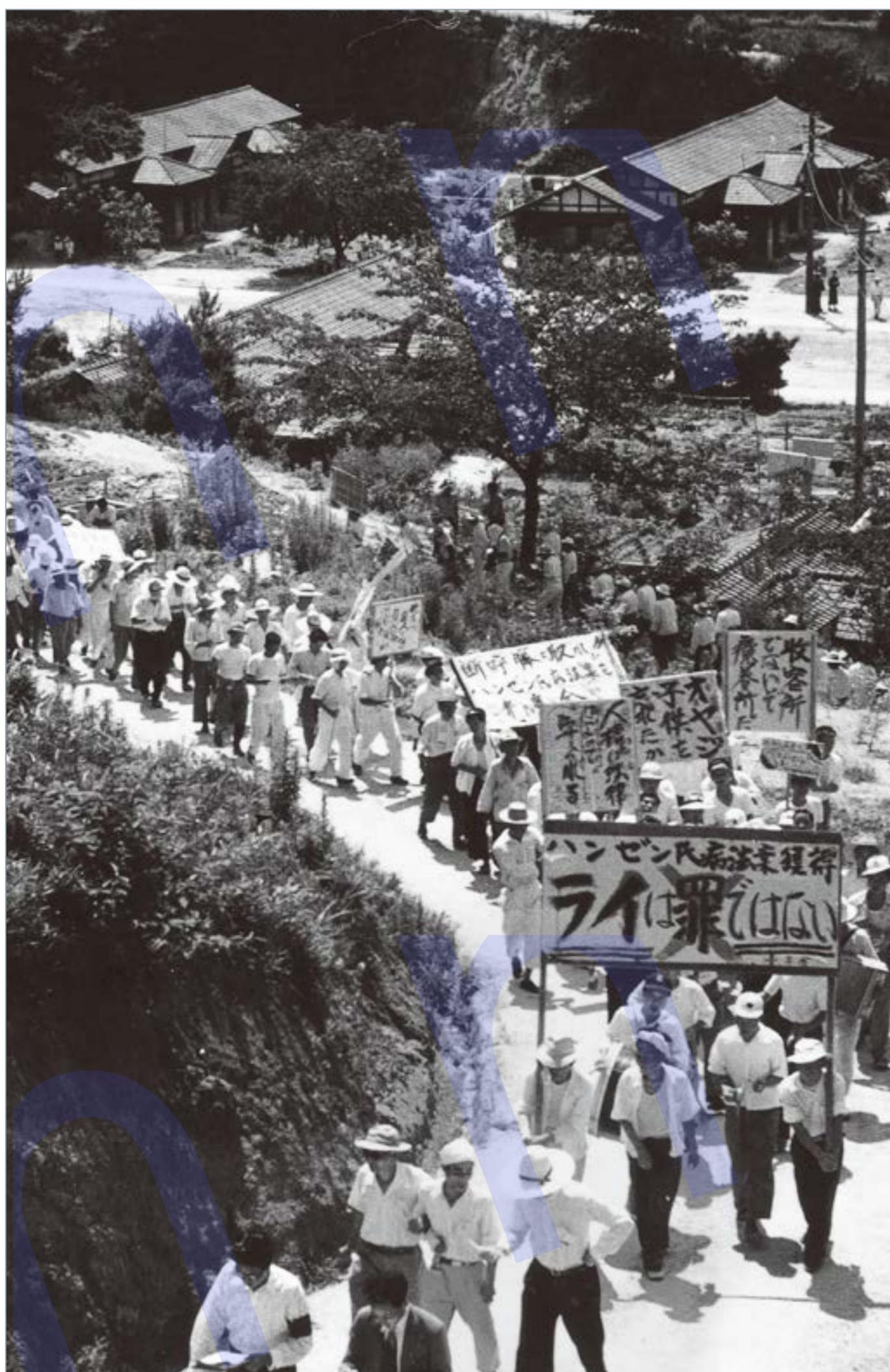


いりょう せいかつ こうじょう 医療と生活の向上をめざして

らい予防法闘争(園内のデモ行進)

(長島愛生園 1953年)

強制収容反対、懲戒検束規定の廃止、退園の許可などを訴え、法律の改善を求めました。



プロミンなどの化学療法の登場によって、ハンセン病は治るようになりました。患者は大きな希望をもち、隔離によって奪われた権利を取り戻そうと立ち上りました。

入所者たちは全国組織を結成し、隔離を定めた法律を改めるよう国に働きかけました。また差別的に使われてきた「らい」という病名を「ハンセン病」に変更することや、家族を社会の偏見から守ることなどを求めました。この運動は、らい予防法闘争と呼ばれ、その後の医療と生活の向上につながっていきました。

医者よこせデモ

(東京都 1974年 撮影:趙根在)

慢性的な医師や看護師の不足を解消するよう求めました。



六・五闘争

(多磨全生園 1964年)

重い後遺症のある人などが生活する「不自由舎」の看護・介護を職員が行うよう求めました。

現在の療養所

不自由者棟

(駿河療養所)

現在、日本には14カ所のハンセン病療養所があります。

国は、ハンセン病が治った人を家に帰そうとしませんでした。そのため、家族や社会とのつながりを取り戻すことができず、隔離する法律がなくなってからも家に帰れない人たちがいます。

現在の療養所には、入所している人の住宅や、体のぐあいが悪くなった時に治療を受ける病院、それぞれの療養所の歴史を伝える資料館などが建てられています。

加えて、保育園や高齢者福祉施設を設置するなど将来構想をたて、入所者のみなさんにこれから的人生を少しでも穏やかに過ごしてもらうための摸索をしています。



居室でごす
(多磨全生園 2019年)



花さき保育園の園庭で遊ぶ子どもたち
(多磨全生園 2020年) 写真提供:花さき保育園

納骨堂
(多磨全生園 2022年)

入所していた人のほとんどは、家に帰れないまま亡くなりました。

患者、回復者の遺族は、「ハンセン病患者がいた家だ」と差別されるのを恐れ、お骨を引き取ることができないのです。そのため、亡くなってからもふるさとに帰れず、納骨堂に眠っている人がたくさんいます。



もういいかい
骨になつても
まあだだよ

中山秋夫(邑久光明園)

あやま かえ 誤りをくり返さないために

あなたの言葉をおしえてください

今も、回復者やその家族への差別はなくなっています。隔離を定めた法律が廃止された今、この問題を社会全体で解決していくカギは、私たち一人ひとりが持っています。病や障害によって差別をしない、差別されない社会をつくるために、あなたにできることを思い浮かべてみてください。

家族が受けた被害

私はハンセン病をテレビで見て知っている程度で私達世代にはあまり関係のないことだと思っていました。でも父がハンセン病だと知った途端、夫の母親や祖母の態度が変わってしまい、夫も私のことを歎吸いし、子供が出来ても、ハンセン病になるかもしれないから、私とは子供は作れないからと離婚することになってしまいました。

(関東在住 30代 女性)

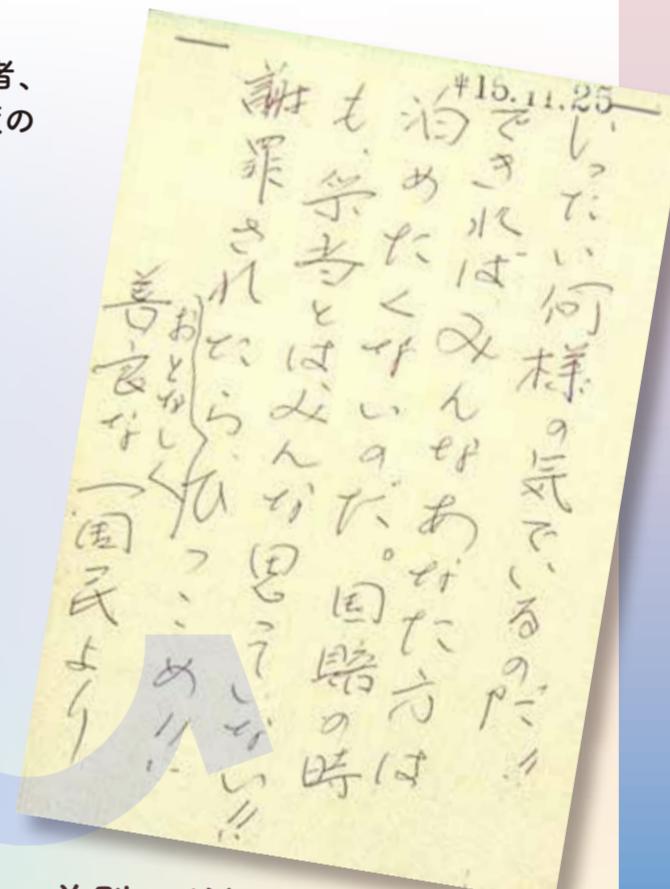
『ハンセン病家族訴訟 原告からのメッセージ』
ハンセン病家族訴訟弁護団発行(2019年6月)



ハンセン病家族訴訟 判決

(熊本県 2019年)

「ハンセン病家族訴訟」では、患者、回復者だけでなく家族も隔離政策の被害を受けたことが認められました。



わたしの考え方—ハンセン病問題から考える

学んだ知識を家族や友人と共有して、差別偏見をなくしていきたい(高校生)

新型コロナウイルス感染蔓延の中で起きた人権侵害と共通する部分を感じ、私たちはまた同じことを繰り返そうとしていたと思い、恐ろしくなった(高校生)

だれもが病気にかかる可能性があるのだから、病気を原因に差別しては決してならないとおもった。(中学生)

国が隔離や差別を促したり、主導していた実態が実際にあったことに驚きました。(大学生)

これからハンセン病のような病気が出てしまった時に差別をしない、されないようにするにはどうしたらいいのか。また、中学生でも出来る事は何があるのかを知りたい。(中学生)

もし、今後ハンセン病に限らず、差別があるても、自分は、加害者にならず、一人の人として接したい。(中学生)

本当にこわいのは、病気でもかかった人でもなく、病気にかかった人を差別する心を持った人間だ。(小学生)

自分は関係ないと他人事として考えていることも差別していることなので、差別やいじめをされている人、自分が差別やいじめをしないようにするためにどうすればいいかを考えて行こうと思いました。(小学生)

中学生・高校生でハンセン病については学んできたけれど、自分が大きくなり考えることが変わってくるので、毎回思うことが変わって、何度学んでも忘れてはならない本当に大切なことだなと思っている(大学生)

無知からくる恐怖が排除の心理につながるのでは、という言葉にドキッとした(一般)

小さいときからの教育、特に公教育は大事なのではないでしょうか。(一般)

まずは日常的に興味のあるニュースだけでもいいから色々な視点から考える癖をつけていきたいです。(高校生)

家族ともハンセン病について話してみたいと思った。(中学生)

患者自身の価値観や考え方を尊重し、患者と共にこれからの最善の策を考えていくこと(看護学生)

元患者さんの人数は年々減少していく、いつかは1人もいなくなってしまう日が来る。そうするとこの辛い苦しい過去を二度と起こることのないように未来に伝えていく人がいなくなってしまう。だからこそ差別のない社会をつくるために、私たちがこの役割をになっていくべきだと思う。(高校生)

一人でもいいので、患者だった人の存在と記憶を忘れないでいること。(大学生)

ゆっくりでもみんなで「自分たちには何ができるか」を考え、未来への事件があったことやこんな思いをした人がいることを継承していきたい。(中学生)

確かに私はハンセン病の流行を間近に経験していませんが、コロナと同様に、ハンセン病の差別で苦しんだ方は大勢います。その人たちの思いをしっかり次世代へと繋げ、同じことが起きないように、私たちの若い世代が正しく伝えていかないといけない。(大学生)